

気象警報変更に伴う、ファミリー・サポート・センターの活動の基準について

令和8年5月29日に変更されました気象警報発令等に伴い、「堺市ファミリー・サポート・センター相互援助の手引き」の一部を変更いたします。配付しています手引きとあわせて保管してください。

【相互援助の手引き（P.5）】

3. 援助の内容

（2）援助活動上でのお願い

- ⑥ 特別警報（警戒レベル5）や危険警報（警戒レベル4）、暴風警報・暴風特別警報などの気象警報が発令されているときは、原則、援助活動はできません。

堺市内に警報が発令された場合の活動は、以下のようになります。

気象情報	援助活動での対応	キャンセル料
特別警報（警戒レベル5） 危険警報（警戒レベル4） 暴風特別警報 暴風警報 避難指示	いずれかの警報等が発令されているときは、解除になるまで活動はできません。	なし
警戒レベル3相当の大雨警報等のうち1つ、かつ、避難指示等が発令されている場合	警戒レベル3相当の警報が1つ発生し、かつ高齢者等避難又は避難指示が発令されている場合、活動はできません。	なし
警戒レベル3相当の大雨警報等が複数発令されている場合	大雨警報とあわせて河川氾濫警報や土砂災害警報など複数の警報が発令されている場合も活動はできません。	なし
警戒レベル3相当の大雨警報等のうち1つ	警報が発生している河川や地域の状況を踏まえて、安全に活動ができるかどうかを会員間で相談してください。	あり

活動を予定している日に警報が発令される可能性がある場合は、事前に依頼会員から提供会員に連絡をとりあって、援助活動を中止するか話し合ってください。

もし、提供会員が子どもを預かっているなど援助活動中に警報が発令された場合は、お互いに連絡をとって、依頼会員はできるだけ早く、子どもを迎えに行ってください。

また、震度5強以上の地震が発生した時や津波など大きな自然災害が発生した時も、援助活動は中止となりますので、警報発令と同様の対処をお願いします。

自然災害（台風・地震・津波）が発生した場合は次のマニュアルに沿って対応してください。

気象警報等の発令

- ・ 特別警報（警戒レベル 5）
- ・ 危険警報（警報レベル 4）
- ・ 暴風特別警報、暴風警報
- ・ 避難指示

警報が解除になるまで
原則、活動はできません

活動を予定していた
依頼会員は提供会員
と連絡を取り合う。

- ・ 活動中に警報が発令された時は、提供会員は依頼会員と連絡を取り合う。
- ・ 依頼会員はできるだけ早く子どもを迎えに行く。

大地震（震度 5 強以上） が発生したら

室内にいるとき

まずは依頼会員のこどもと
自分の身を安全に守れるよう
に心がける。

あわてて戸外に飛び出さ
ない！

- ・ 机やテーブルの下にもぐり、
机等の脚をしっかり握る。
頭を座布団等で保護する。
- ・ 戸を開けて出入り口の確保を
する。
- ・ 棚の物やテレビ等が落ちてき
たりするので、離れて揺れが
収まるのを待つ。

室外にいるとき

住宅地の路上には落下物や倒壊物があふれます。揺れを感じ
たら周辺の状況に注意しましょう。

- ・ ブロック塀や石塀など倒れる可能性がある場所から離れましょう。
また電柱や自動販売機も倒れてくる可能性があるので離れましょう。
- ・ 車で活動中のとき、急ブレーキは禁物です。ゆっくり速度を落と
し、道路の左側に停車し、揺れが収まるのを待ちます。

揺れが収まった
ら、戸外の安全な
場所にこどもと
一緒に避難する。
日頃から地域の避
難場所を確認して
おきましょう。

- 提供会員と依頼会員は連絡を取り合い、こどもの居場所と安否の確認、
お互いの状況等を把握する。依頼会員はできるだけ速やかに子どもを迎えに行く。
- 携帯電話が不通になった場合に備えて、火災や地震の場合の避難場所を
『事前打ち合わせ』の時に確認しておく。